

令和5年11月16日(木)
午前10時30分
議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時にご返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第39号 寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第40号 寝屋川市立エスポール指定管理者候補者の決定について

議案第41号 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について

署名人

高須教育長

中澤委員

10月・11月教育委員会一般事務報告

(10月26日～11月16日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	26	木	近畿都市教育長協議会（～27日）	研究協議会	都シティ 大阪天王寺他
11	1	水	校長役員会	11月校長会案件について	総合教育研修センター
	4	土	寝屋川文化芸術祭（～5日）	体験講座、作品展示、舞台発表等	市民会館他
	6	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
			寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会	第2次審査（プレゼンテーション審査・ヒアリング審査）、及び第2次審査結果報告書の作成	本館2階 特別会議室1
	7	火	近畿市町村教育委員会研修大会	研修会（Web開催）	
	10	金	学校訪問		第六中学校
			市指定文化財特別公開（～13日）	市指定文化財の公開	西正寺
	12	日	市民体育大会 剣道の部	大会	
	13	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	16	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室
			総合教育会議		議会棟5階 第2委員会室

11月・12月教育委員会行事計画書

(11月17日～12月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
11	18	土	オーサービジット講演会	講演会	アルカスホール
	21	火	大阪府都市教育長協議会	秋季研修会	たかいし市民文化会館
	23	木	国登録有形文化財特別講演会	講演会	エスポアール
	24	金	大阪府都市教育長協議会	予算要望説明会	ホテルアウィーナ大阪
12	1	金	校長役員会	11月校長会案件について	総合教育研修センター
	3	日	市民体育大会 ソフトバレーボールの部	大会	
	4	月	12月市議会定例会（第1日）	委員長報告、付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	6	水	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
	7	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	8	金	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	9	土	第23回「中学生の主張」	発表	アルカスホール
	10	日	市民体育大会 インディアカ混合の部	大会	
			市民体育大会 マラソンの部	大会	
	13	水	12月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	14	木	12月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
	15	金	12月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
	19	火	12月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	21	木	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
	22	金	D-1グランプリ2023（ディベートマッチ）	D-1グランプリ2023（ディベートマッチ）	アルカスホール、市民会館

議案第39号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則について

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正するため、
教育委員会の議決を求める。

令和5年11月16日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

児童・生徒の熱中症防止と授業時数の適正な確保のため、令和6年度から小
中学校の休業日を変更するとともに、令和6年4月1日に寝屋川市立望が丘小
学校、望が丘中学校を設置し、小中一貫教育を施すため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年寝屋川市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号ア中「8 月 21 日」を「8 月 25 日」に改め、同号イ中「8 月 22 日」を「8 月 26 日」に改め、同項第 2 号ア中「8 月 21 日」を「8 月 25 日」に改め、同号イ中「12 月 23 日」を「12 月 25 日」に改める。

第 11 条の 2 の表寝屋川市立明和小学校及び寝屋川市立梅が丘小学校の項を削り、同表に次のように加える。

寝屋川市立望が丘小学校	寝屋川市立望が丘中学校
-------------	-------------

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

No. 1

改 正 案	現 行						
(学期及び休業日) 第 2 条 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条に規定する学校の学期及び休業日は、次のとおりとする。 (1) 学期 ア 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 <u>25</u> 日まで イ 第 2 学期 8 月 <u>26</u> 日から 12 月 31 日まで ウ 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで (2) 休業日 ア 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 <u>25</u> 日まで イ 冬季休業日 12 月 <u>25</u> 日から翌年の 1 月 6 日まで ウ 春季休業日 3 月 25 日から 4 月 7 日まで エ 学校創立記念日 (小中一貫教育) 第 11 条の 2 次の表においてそれぞれ対応する同表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校においては、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部科学省令第 11 号）第 79 条の 9 第 1 項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育とを一貫して施すものとする。 <table border="1"> <tr> <td>寝屋川市立東小学校</td><td rowspan="2">寝屋川市立第一中学校</td></tr> <tr> <td>寝屋川市立中央小学校</td></tr> </table>	寝屋川市立東小学校	寝屋川市立第一中学校	寝屋川市立中央小学校	(学期及び休業日) 第 2 条 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条に規定する学校の学期及び休業日は、次のとおりとする。 (1) 学期 ア 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 <u>21</u> 日まで イ 第 2 学期 8 月 <u>22</u> 日から 12 月 31 日まで ウ 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで (2) 休業日 ア 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 <u>21</u> 日まで イ 冬季休業日 12 月 <u>23</u> 日から翌年の 1 月 6 日まで ウ 春季休業日 3 月 25 日から 4 月 7 日まで エ 学校創立記念日 (小中一貫教育) 第 11 条の 2 次の表においてそれぞれ対応する同表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校においては、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部科学省令第 11 号）第 79 条の 9 第 1 項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育とを一貫して施すものとする。 <table border="1"> <tr> <td>寝屋川市立東小学校</td><td rowspan="2">寝屋川市立第一中学校</td></tr> <tr> <td>寝屋川市立中央小学校</td></tr> </table>	寝屋川市立東小学校	寝屋川市立第一中学校	寝屋川市立中央小学校
寝屋川市立東小学校	寝屋川市立第一中学校						
寝屋川市立中央小学校							
寝屋川市立東小学校	寝屋川市立第一中学校						
寝屋川市立中央小学校							

改 正 案		現 行	
寝屋川市立池田小学校	寝屋川市立第二中学校	寝屋川市立池田小学校	寝屋川市立第二中学校
寝屋川市立桜小学校		寝屋川市立桜小学校	
寝屋川市立北小学校	寝屋川市立第三中学校	寝屋川市立北小学校	寝屋川市立第三中学校
寝屋川市立田井小学校		寝屋川市立田井小学校	
(削る)	(削る)	寝屋川市立明和小学校	寝屋川市立第四中学校
(削る)		寝屋川市立梅が丘小学校	
寝屋川市立神田小学校	寝屋川市立第五中学校	寝屋川市立神田小学校	寝屋川市立第五中学校
寝屋川市立和光小学校		寝屋川市立和光小学校	
寝屋川市立第五小学校	寝屋川市立第六中学校	寝屋川市立第五小学校	寝屋川市立第六中学校
寝屋川市立国松緑丘小学校		寝屋川市立国松緑丘小学校	
寝屋川市立南小学校	寝屋川市立第七中学校	寝屋川市立南小学校	寝屋川市立第七中学校
寝屋川市立堀溝小学校		寝屋川市立堀溝小学校	
寝屋川市立西小学校	寝屋川市立第八中学校	寝屋川市立西小学校	寝屋川市立第八中学校
寝屋川市立点野小学校		寝屋川市立点野小学校	
寝屋川市立成美小学校	寝屋川市立第九中学校	寝屋川市立成美小学校	寝屋川市立第九中学校
寝屋川市立啓明小学校		寝屋川市立啓明小学校	
寝屋川市立三井小学校	寝屋川市立第十中学校	寝屋川市立三井小学校	寝屋川市立第十中学校
寝屋川市立宇谷小学校		寝屋川市立宇谷小学校	
寝屋川市立木屋小学校	寝屋川市立友呂岐中学校	寝屋川市立木屋小学校	寝屋川市立友呂岐中学校
寝屋川市立石津小学校		寝屋川市立石津小学校	
寝屋川市立木田小学校	寝屋川市立中木田中学校	寝屋川市立木田小学校	寝屋川市立中木田中学校
寝屋川市立楠根小学校		寝屋川市立楠根小学校	
寝屋川市立望が丘小学校	寝屋川市立望が丘中学校		
附 則			
この規則は、令和6年4月1日から施行する。			

議案第40号

寝屋川市立エスポータル指定管理者候補者の決定について

寝屋川市立エスポータル指定管理者の候補者を決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年11月16日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

特定非営利活動法人エスポータルを寝屋川市立エスポータルの指定管理候補者として決定するため。

令和 5 年 11 月 7 日

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫 様

寝屋川市立エスポータル
指定管理者選定委員会
委員長 久保 貞也

寝屋川市立エスポータル指定管理者選定委員会における
指定管理者選定結果について(報告)

標題の件について、寝屋川市立エスポータル条例施行規則第 4 条の 4 の
規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市立エスポータル
- (2) 団体の名称 特定非営利活動法人 エスポータル
大阪府寝屋川市田井西町 19 番 17 号 101
理事長 下川 隆夫
- (3) 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (5 年間)

2 応募状況

- (1) 説明会への参加数 (令和 5 年 8 月 28 日)

株式会社	NPO 法人	財団法人	合計
0	1	0	1

- (2) 申請書の提出数 (受付期間 令和 5 年 9 月 4 日～9 月 13 日)

株式会社	NPO 法人	財団法人	合計
0	1	0	1

3 選定委員会

- (1) 寝屋川市立エスポータル指定管理者選定委員会
 - ① 令和 5 年 9 月 29 日 設置

② 選定委員の構成（計 5 名）

寝屋川市立エスポアール条例施行規則

第2条第2項第1号	該当者	公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者	1名	
同上	第2号	該当者	経営に関する知識を有する者	1名
同上	第3号	該当者	学識経験を有する者	1名
同上	第4号	該当者	社会教育委員	1名
同上	第5号	該当者	社会教育部における部長	1名

(2) 選定委員会開催経過

第 1 回 令和 5 年 9 月 29 日（金）

委員長の選出、副委員長の指名、申請者加点の承認、第 1 次選定（書類審査）及び第 2 次選定（プレゼンテーション及びヒアリング審査）の選定基準・選定方法の確認及び決定、採点方法の確認及び決定

第 2 回 令和 5 年 11 月 6 日（月）

第 1 次選定結果の確認と総括、第 2 次選定の実施と結果の確認、指定管理者候補者としての意見交換・審議、選定委員会報告書作成

4 選定の基準及び選定結果

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条の規定により、寝屋川市立エスポアール（以下「エスポアール」という。）の指定管理者として最も適当であると認める団体を、その候補者として選定する。

(i) 申請者への加点の提示及び承認

「指定管理者制度の導入及び運用指針」に基づき、教育委員会より申請者への加点に関する説明を受け、選定委員会として以下のとおり加点を承認した。

① 「当該施設に係る管理運営の実績」による加点

申請者の現指定管理者としての実績検証結果について、令和元年度から令和 4 年度の適正比率が 100%であることから、運用指針に基づき評価 B 以上を確定する提示を受け了承した。

次に、管理運営実績報告書記載内容について、審査の結果、評価は 10 項目中 9 項目が適正であることから、評価は S であることの提示を受け、10%の加点を了承した。

② 「団体活動拠点が市内に在ること」による加点

申請者は市内に団体活動拠点があることの提示を受け、5%の加点を

了承した。

③ 加点の決定

上記①、②について、選定委員会で承認し、得点の15%の加点とし、第1次選定の点数に15点を加点することを決定した。

(2) 第1次選定（書類審査）

① 選定基準（書類審査項目）

- | | |
|----|--|
| 1 | 安定した管理運営を行う経営状態であること |
| 2 | 運営方針及び運営計画が優れていること |
| 3 | 集客促進策が優れていること |
| 4 | 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること |
| 5 | 自主事業について、過年度程度の計画がなされ、実現可能であるとともに、計画が優れていること |
| 6 | 施設の経費縮減が図られていること |
| 7 | 人員配置計画が適正であること |
| 8 | 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること |
| 9 | 個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること |
| 10 | 危機管理対策が適正であること |
| 11 | 総合的に見て提案内容が優れていること |

② 配点・合格最低点

- ・上記、1から10までの各項目は10点満点。11については20点満点、合計120点満点とし、選定委員5人の平均点を当該団体の得点として第1次選定（書類審査）を行った。
- ・合計点（120点）の合格最低点の7割の84点以下、項目に1つでもC評価（0点～3点）があれば不合格とした。

③ 第1次選定（書類審査）の結果

様式 No.	項 目	配 点	平均点
様式 3	申請団体概要	10	9.2
様式 5－1	運営方針及び 運営計画	10	7.6
様式 5－2	集客促進策	10	7.2
様式 5－3	維持管理に係る方針 及び取組みの提案	10	7.4
様式 6	自主事業計画	10	7.8
様式 7－1	収支予算書	10	7.4

様式7-2	人員配置計画	10	8.8
様式7-3	職員研修計画	10	7.8
様式7-4	個人情報保護 及び情報公開	10	9.2
様式7-5	危機管理対策	10	8.4
様式4 様式8	総合評価	20	16.4
合 計 点		120	97.2

※平均点は97.2点であった。

④ 第1次選定（書類審査）の総得点

	第1次選定 (書類審査)	加 点	総得点
点 数	97.2	15	112.2

結果、申請団体は総得点112.2点であったため、合格第1次選定（書類審査）は合格とした。

(3) 第2次選定（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

第1次選定に合格した団体を対象として、第2次選定を実施した。第2次選定では、プレゼンテーション審査とヒアリング審査を行った。

① 選定基準（審査項目）

プレゼンテーション審査	1 指定管理者としての抱負、5年間のビジョンについて 2 自主事業計画について 3 その他
ヒアリング審査	1 指定管理者指定申請の動機について 2 社会教育等に関する方針について 3 エスポアールの管理運営について 4 収支について 5 人的課題について 6 総合的評価について

② 配点・合格最低点

- ・配点については、上記1から5までの各項目は15点、6については25点の合計100点満点とし、第2次選定（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）を行った。
- ・合格最低点は委員5名の平均点が7割の70点以上であることとした。

③ 第2次選定の結果

項目 No.	項 目	配点	平均
1	指定管理者指定申請の動機について	15	11.6
2	社会教育等に関する方針について	15	12.0
3	エスポアールの管理運営について	15	11.4
4	収支について	15	8.8
5	人的課題について	15	10.2
6	総合評価について	25	19.2
合計点		100	73.2

第2次選定の結果、申請団体は 73.2 点/100 点であった。合格最低点（100 点満点の 7 割の 70 点）以上の点数となった。

(4) 最終選定結果

第2次選定について、合格最低点以上であり、プレゼンテーション内容及びヒアリング内容からも、申請団体が今後もエスポアールの効果的・効率的な施設の管理運営を行うことができると考えられ、指定管理者として適当であると認められる。よって、申請団体である特定非営利活動法人エスポアールを寝屋川市立エスポアール指定管理者候補者に選定した。

(5) 講評

寝屋川市立エスポアール指定管理者候補者を選定するため、寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会を2回開催し、指定管理者候補者の選定を行った。

については、その経過並びに選定委員会における意見を以下のように報告するものである。

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定については、応募団体が1社であること、また現在の指定管理者であることを踏まえつつ、当該団体がエスポアールの指定管理者として、改めて令和6年度から5年間を託せる団体であるかどうかを厳正に審査した。

まず、「指定管理者制度の導入及び運用指針」における加点減点制度に基づき、事務局から候補団体の所在地、過年度の実績に対する評価の提案を受け、加点（15 点）を了承し、第1次選定、第2次選定ともに合格最低点を設け、審査を行った。候補者は、過去、エスポアール指定管理者として令和元年度から5年間の実績を有しており、第1次選定、第2次選定ともに合格最低点を上回る評価を得、指定管理者としての資格を有

する団体であると判断した。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の発生により、市民生活も自粛を繰り返し、エスポアールの管理運営にも大きな影響を及ぼした5年間であったが、5類移行に伴い徐々にではあるが、施設利用者も増加に転じつつあり適正な管理運営の実績を評価するに至った。

新規事業等の実施に伴う新たな専門性を有する人材の配置等に関する提案に関しては、そもそも指定管理者制度は民間事業者等が有する多様な人材やノウハウを活用し、定められた委託料の中で効果的に管理運営を行うものであり、若い人材の登用や、民間人材の活用を検討するなど、限られた人材の中で更なる創意工夫を図られたい。なお、指定管理者が行う自主事業については、行政が指定した事業でないことから、自らの経費を以て負担するものとする。

上記のことから、特定非営利活動法人エスポアールは、指定管理者候補者として、必要かつ十分な条件を満たしていると判断した。

議案第41号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命に
ついて

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年11月16日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の任期満了に伴い、新委員を委嘱及び任命するため。

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について

1 委嘱及び任命委員数

公募による市民 1名

学識経験を有する者 3名

学校関係者 2名

P T A関係者 3名

留守家庭児童会関係者 3名

放課後子供教室関係者 3名

2 委嘱及び任命委員名

委員構成 (寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第1号	公募による市民	西脇 香奈	寝屋川市青少年指導員
第2号	学識経験を有する者	杉本 厚夫	京都教育大学・関西大学名誉教授
第2号	学識経験を有する者	栢井 政明	寝屋川市立小学校元校長
第2号	学識経験を有する者	吉永 均	寝屋川市立小学校元校長
第3号	学校関係者	井戸 美和	寝屋川市立中央小学校長
第3号	学校関係者	清水 真弓	寝屋川市立楠根小学校長
第4号	P T A関係者	土保 かおり	寝屋川市立校園P T A協議会
第4号	P T A関係者	山中 一徳	寝屋川市立校園P T A協議会
第4号	P T A関係者	中村 修志	寝屋川市立校園P T A協議会
第5号	留守家庭児童会関係者	栗原 亜希子	寝屋川市立北小学校児童指導員
第5号	留守家庭児童会関係者	宮地 美代子	寝屋川市立木屋小学校児童指導員
第5号	留守家庭児童会関係者	糸見 和幸	寝屋川市青少年課児童指導員
第6号	放課後子供教室関係者	山本 篤子	寝屋川市立西小学校放課後子供教室実行委員会
第6号	放課後子供教室関係者	村上 百合子	寝屋川市立南小学校放課後子供教室実行委員会
第6号	放課後子供教室関係者	谷口 貴志	寝屋川市立成美小学校放課後子供教室実行委員会

3 任期

令和5年12月25日から令和7年12月24日まで